



# 幼児教育・保育の無償化の申請はお済みですか



幼稚園・認可保育所・認定こども園などの0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)・3～5歳児クラスのお子さんは、利用料が無償になります。  
認定申請などが必要な場合がありますので、お済みでない方は手続きをお願いします。



## 補助内容

対象施設・事業	補助内容
<b>A</b> 幼稚園(新制度移行園)・認定こども園(1号認定)	利用料無償
<b>B</b> 幼稚園(新制度未移行園)	上限(月額)2万5700円までの利用料
<b>C</b> 幼稚園の預かり保育事業	上限(月額)1万1300円までの利用料※満3歳児クラス(住民税非課税世帯)は上限(月額)1万6300円までの利用料
認可保育所、認定こども園(2・3号認定)、地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育など)	0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)・3～5歳児クラスは利用料無償
<b>E</b> 認可外保育施設など(認証保育所・一時保育・ファミリーサポートなど)	●0～2歳児クラス(住民税非課税世帯)…上限(月額)4万2000円までの利用料 ●3～5歳児クラス…上限(月額)3万7000円までの利用料
<b>F</b> 企業主導型保育事業	標準的な利用料無償

※送迎費・行事費・延長保育料などは保護者の負担  
※国立幼稚園は上限(月額)8700円・国立特別支援学校幼稚部は上限(月額)400円までの利用料  
※認可外保育施設は、都道府県などに届出を行い、区の確認を受けた施設が対象。  
※幼稚園の子ども・子育て支援新制度移行・未移行園、認定こども園の認定区分など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

## 申請・手続き(A・Dは不要)

### 無償化・保育の必要性の認定

**B**は「無償化の認定」、**C**・**E**・**F**(地域枠を利用の方は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。日付をさかのぼって認定することはできませんので、期限までに申請をお願いします。

▶申請期限=3月11日(金)

### 利用料払い戻しの請求

**B**・**C**・**E**で上記の認定を受けた方は、利用料の支払い後、払い戻しの請求が必要です。**B**・**C**は原則、幼稚園を通じての請求ですが、区外の幼稚園を利用している方は、区への請求が必要になる場合があります。

### いずれも

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。

### 問 合

- **A**～**C**について…学務課幼稚園係 ☎ 3579-2613
- **D**・**E**・**F**の「保育の必要性の認定」について…保育サービス課入園相談係 ☎ 3579-2452
- **E**の「利用料払い戻しの請求」について…保育サービス課民間保育振興係 ☎ 3579-2492
- ※ **F**は各施設にお問い合わせください。

令和3年度

# 認証保育所等保育料負担軽減助成の申請はお済みですか

年度ごとに申請が必要です

▶対象=板橋区に住民登録があり、次のいずれかの施設と月120時間以上の利用契約をしている0～2歳児クラスの方

- 認証保育所
- ベビーホテル(都の「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」交付施設)

※区外施設を含む。※要件など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶助成金額=表参照▶交付予定時期=5月▶申請書の配布場所=対象施設・区ホームページ▶申込・問=3月4日(金)まで、必要書類を直接、利用施設または保育サービス課民間保育振興係(区役所3階②窓口)☎3579-2492



### 表 助成金額

区 分	助成上限額(月額)		
	第1子	第2子	第3子以降
住民税課税世帯	4万円	5万4000円	6万7000円
住民税非課税世帯	2万5000円		

※区分は、昨年4月～8月分は令和2年度、昨年9月～今年3月分は3年度の住民税で決定。

※助成上限額(月額)と実際に支払った月極保育料を比較して、低い金額を助成。

※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化と併用可(無償化の申請・認定が必要)。